

東京都板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱

(平成 4 年 7 月 1 日区長決定)

(目 的)

第 1 条 この要綱は、高齢者に対しその者の居住する住宅の改修に要する費用を助成することによって、次に掲げる効果を上げるとともに在宅での生活の質を向上させることを目的とする。

- (1) 自立した日常生活の支援
- (2) 要介護状態の予防及び悪化防止
- (3) 介護負担の軽減

(対象者及び対象となる改修費用)

第 2 条 この要綱に基づく助成は、板橋区内に住所を有する 65 歳以上の者で、かつ、次に掲げる要件に該当する者（以下「対象者」という。）が行おうとする既存設備に対する工事のうち別表 1 に定める種目及び助成の条件を満たすもの（以下「改修工事」という。）を対象とする。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）に定める要支援認定又は要介護認定（以下「要介護認定」という。）の判定を受けている者
- (2) 要介護認定の判定を受けていない者のうち、法に定める地域支援事業において改修工事が必要であると判断された者

(対象除外)

第 3 条 次に掲げるいずれかの要件に該当する改修工事については、前条の規定にかかわらず、助成の対象から除外する。

- (1) 対象者の住民登録地と改修工事を行う住宅の所在地が異なるとき。
- (2) 第 6 条に定める助成の決定以前に着工しているとき。
- (3) 対象者のうち、要介護認定で「非該当」と判定された者が、その判定日から 1 年以上経過して第 5 条に定める申請を行うとき。ただし、判定日から 1 年以内に地域包括支援センターを通じて改修工事を希望する旨の申し出をしている場合及び前条第 2 号に該当する対象者である場合はこの限りではない。

(助成金額)

第 4 条 この要綱に基づく助成金額は、改修工事に要する費用（以下「費用」という。）が、別表 1 助成限度額欄に掲げる限度額（以下「限度額」という。）以上の場合は、限度額から規定による負担を減じた額とし、費用が限度額未満の場合は、費用から規定による負担を減じた額とする。

2 前項における「規定による負担」とは、別表 2 において対象者の区分に応じて定める自己負担割合の規定に基づき、費用が限度額以上の場合は、限度額に自己負担割合を乗じた金額をいい、費用が限度額未満の場合は、費用に自己負担割合を乗じた金額（10 円未満はこれを切り捨てる。）をいう。

(助成の申請)

第 5 条 改修工事の費用の助成（以下「助成」という。）は、対象者又はその家族（以下「対象

者等」という。)からの申請に基づき実施する。

2 助成を希望する対象者等は、高齢者住宅設備改修費助成申請書（別記第1号様式）に、住宅改修計画書（別記第2号様式）、見積書（別記第3号様式）、施工前後の図面及び施工予定箇所の写真を添付し、区長に申請しなければならない。

3 対象者が借家に居住する場合は、前項に定める申請書等のほか住宅改修の承諾願い・家屋所有者承諾書（別記第4号様式）を添付し、区長に申請するものとする。

（助成の決定）

第6条 区長は、前条による申請を受理したときは、申請書の内容について審査したうえで、助成の決定を行う。

2 区長は、助成を行うことを決定したときは、高齢者住宅設備改修費助成事業決定通知書（別記第5号様式）を対象者等に交付する。

3 区長は、申請を却下することを決定したときは、高齢者住宅設備改修費助成事業却下通知書（別記第6号様式）を対象者等に交付する。

（業者の選定）

第7条 業者の選定は対象者等が行うものとする。

（工事の完了届出）

第8条 住宅の改修工事が完了したときは、第5条に規定する助成の申請を行った者（以下「申請者」という。）は住宅設備改修工事完了届（別記第7号様式）に施工後の写真を添えて、区長に届け出なければならない。

2 区長は、前項の規定に基づく工事完了の届出があったときは、速やかに訪問等調査を行い、工事計画に基づく施工の確認をする。

（申請の取下げ）

第9条 対象者等は、第6条第2項の規定による助成の決定を受けた後、当該改修工事の着工までの間に、自己都合により申請を取り下げしようとする場合は、高齢者住宅設備改修費助成申請取下申出書（別記第8号様式）を区長に提出しなければならない。

（助成決定の取消し）

第10条 区長は、第6条第2項の規定による助成決定を行った後、次に掲げるいずれかの要件が生じた場合は助成決定の取消しを行うことができる。

(1) 対象者等から前条の高齢者住宅設備改修費助成申請取下申出書が提出されたとき。

(2) 対象者等が工事計画の内容を著しく変更して業者に工事を指示したことが認められたとき。

(3) 助成決定から6ヶ月を経過しても工事に着工しないとき。

(4) 第2条第2号に該当する対象者が当該改修工事の着工前に法に定める住宅改修の申請を行ったとき。

(5) その他この要綱の規定に該当しないことが判明したとき。

2 区長は、助成決定の取消しを行ったときは、高齢者住宅設備改修費助成決定取消通知書（別記第9号様式）を対象者等に交付する。

3 助成決定の取消しにより対象者等及び業者に損害が生じた場合であっても、区長はその責

めを負わない。

(請求及び支払い)

第 11 条 第 8 条第 2 項の規定による施工の確認を受けた申請者は、請求書（別記第 10 号様式）により、区長に助成金を請求することができる。ただし、前条第 1 項の規定による助成決定の取消しがあった場合は、申請者は区長に対し助成金の請求をすることができない。

2 区長は、前項の規定に基づく請求書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を申請者に対し支払うものとする。

3 区長は、申請者から受領権委任状により助成金額の支払先を当該改修工事を施工した業者（以下「施工業者」という。）にしたい旨の申し出があった場合は、助成金額を直接施工業者に支払うことができる。

(設備の管理)

第 12 条 助成を受けた対象者等は、当該設備を助成の目的に反して使用してはならない。これに違反したときは、区長は、当該助成した費用の全額又は一部を返還させることができる。

(事業実施の限度)

第 13 条 この要綱に基づく事業は、第 8 条第 2 項の規定による施工の確認をした日の属する年度の予算の範囲内で実施する。

(委 任)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年東京都板橋区規則第 3 号）の定めるところによるほか、健康生きがい部長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成 4 年 7 月 1 日から適用する。

2 板橋区高齢者日常生活用具及び設備改造費給付事業実施要綱に基づき給付決定したものについては、本要綱に基づき決定したものとする。

3 本要綱に定める様式については、当面のあいだ、板橋区高齢者日常生活用具及び設備改造費給付事業実施要綱に基づき定めたものを使用する。

付 則

1 この要綱は、平成 5 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成 6 年 10 月 27 日から施行し、平成 6 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成 7 年 7 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

1 この要綱の一部改正は、平成 11 年 4 月 16 日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改造費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則（平成 23 年 12 月 28 日 区長決定）

- 1 この要綱は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。
- 2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要綱を施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱の一部改正は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱を施行の日前において、現に助成申請を受理しているものに係る住宅設備改修費の助成については、なお従前の例による。

別表1

	種目	対象者		助成の条件		助成限度額
介護予防住宅改修	(1)手すりの取付け (2)段差の解消 ※浴槽本体の取替えによる 段差解消を除く (3)滑りの防止、移動の円滑化の ための床材の変更 (4)引き戸等への扉の取替え (5)洋式便器等への便器の取替 え (6)その他(1)～(5)の工事に付帯 して必要な工事	板橋区内に住所 を有する65歳以上 の在宅の者で、 住宅の改修が必要 と認められるもの	要介護認定の判定を受け ていない者のうち、法に定 める地域支援事業において 改修工事が必要であると判 断された者又は要介護認 定の結果が「非該当」と判 定された者	この要綱の規定により 助成を受けた(1)～(6) の改修工事費用の総 額が100,000円を超え ない範囲で複数回の 利用を可とする。	虚弱により、既存 の住宅での生活 が不自由な者	(1)～(6)に要する費用の総額で 100,000円を限度額とする。
	①浴槽の取替え及びこれに付帯 して必要な給湯設備等の工 事		要介護認定の判定を受け ていない者のうち、法に定 める地域支援事業において 改修工事が必要であると判 断された者	一住宅につき 各種目1回の助成を限 度とする。 (同一の住宅における 同一の種目について は居住対象者の数に かかわらず1回とす る。)	身体状況から、既 存の設備では転 倒の可能性が高 いと判断された者	1件につき200,000円を限度額とする。
住宅設備改修	②流し、洗面台の取替え及びこ れに付帯して必要な給湯設備 等の工事		要介護認定の結果が「要支 援」又は「要介護」と判定さ れた者		心身の機能の低 下にともなって、既 存の設備での使 用が困難な者	
			要介護認定の結果が「要支 援」又は「要介護」と判定さ れた者		原則として、居室 で車いすを使用し ている者で、既存 の設備での使用 が困難な者	1件につき150,000円を限度額とする。

別表2(第4条関係)

要件	自己負担割合
生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯及び中国残留法人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人法」という。)による支援給付受給世帯に属する場合又は区長が特に必要があると認めた場合	免除
同一世帯全員の所得が住民税非課税の場合	1割
同一世帯員のいずれかに住民税課税所得者がいる場合	3割

高 齢 者 住 宅 設 備 改 修 費 助 成 申 請 書

（宛先）板 橋 区 長

申請者（対象者本人）

住 所

氏 名

電 話

下記のとおり住宅設備改修費の助成を申請します。

なお、申請に当たり、対象者並びにその属する世帯の住民税課税状況、生活保護の受給状況、中国残留邦人法による支援給付の受給状況並びに介護保険の認定及び利用状況について、区が確認することを承諾します。

フリガナ			生 年 月 日
対 象 者 氏 名			明治 大正 年 月 日生 昭和 (歳)
住 所			
電 話			
世帯構成	1 ひとりぐらし 2 対象者と配偶者の 2 人ぐらし 3 子どもと同居（2 世代） 4 子ども・孫と同居（3 世代） 5 その他（ と同居）	住居の状況	1 自 家 2 借 家（公営・民間） 3 その他 []
申請理由	1 別紙、住宅改修計画書のとおり 2 その他 []		

区 処 理 欄	受付月日	入力日／入力者	担当者

申 請 事 項

改 修 の 種 類	介 護 予 防 住 宅 改 修	1	手すりの取付け
		2	段差の解消
		3	床材の変更
		4	扉の取替え
		5	便器の取替え
	住 宅 設 備 改 修	1	浴槽の取替え
		2	流し・洗面台の取替え

※ 該当する箇所の番号を、○印でかこんでください。

【添付する書類】

書類の名称	書類の説明	書式の指定	通数	確 認 欄
住宅改修計画書	ケアマネジャー又は地域包括支援センターが作成したもの	第 2 号様式	1 通	
見積書	施工業者が作成したもので、施工業者の記名・押印があるもの	第 3 号様式	1 通	
施工前後の平面図及び立面図	施工業者が作成したもので、施工箇所の寸法が明確にわかるもの	様式自由	1 通	
施工予定箇所の写真	すべての施工予定箇所の写真で、撮影年月日が写っているもの (裏面に氏名をご記入ください)	—	1 式	
家屋所有者承諾書	借家の場合のみ必要	第 4 号様式	1 通	

※ 都営住宅や公団住宅（賃貸）にお住まいの場合は、模様替えの申請が必要になります。詳しくはケアマネジャー又は区担当者にお尋ねください。

住宅改修計画書(住宅改修が必要な理由書・P2)

<P1の「総合的状況」を踏まえて、①改善しようとしている生活動作②具体的な困難な状況③改修目的と改修の方針④改修項目を具体的に記入してください。>

活動	① 改善しようとしている生活動作	② ①の具体的な困難な状況(…なので…で困っている)を記入してください	③ 改修目的・期待効果をチェックした上で、改修の方針(…することで…が改善できる)を記入してください	④ 改修項目(改修箇所)
排泄	☐ トイレまでの移動 ☐ トイレ出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 便器からの立ち座り(移乗を含む) ☐ 衣服の着脱 ☐ 排泄時の姿勢保持 ☐ 後始末 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 手すりの取付け () () () () ()
入浴	☐ 浴室までの移動 ☐ 衣服の着脱 ☐ 浴室出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 浴室内部での移動(立ち座りを含む) ☐ 洗い場での姿勢保持 (洗体・洗髪を含む) ☐ 浴槽の出入(立ち座りを含む) ☐ 浴槽内部での姿勢保持 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 段差の解消 () () ☐ 引き戸等への扉の取替え () ()
外出	☐ 出入口までの屋内移動 ☐ 上がりかまちの昇降 ☐ 車いす等、装具の着脱 ☐ 履物の着脱 ☐ 出入口の出入 (扉の開閉を含む) ☐ 出入口から敷地外までの屋外移動 ☐ その他()		☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	☐ 便器の取替え () () ☐ 滑り防止等のための床材の変更 () ()
その他の活動			☐ できなかったことをできるようにする ☐ 転倒等の防止、安全の確保 ☐ 動作の容易性の確保 ☐ 利用者の精神的負担や不安の軽減 ☐ 介護者の負担の軽減 ☐ その他()	() ☐ その他 () ()

[illegible]

※ Cの欄は、D、E、Fの総合計を記入してください。

年 月 日

住 宅 改 修 の 承 諾 願 い

（家屋所有者）

住 所 _____

氏 名 _____ 様

（賃借人）

住 所 板橋区 _____

氏 名 _____ 印

私が、賃借している住宅の住宅改修を、別紙「見積書」及び「図面」のとおり行いたいので、承諾願います。

(切り取らないでください)

家 屋 所 有 者 承 諾 書

上記について、承諾いたします。

年 月 日

（家屋所有者）

住 所 _____

氏 名 _____ 印

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者住宅設備改修費助成事業 決定通知書

高齢者住宅設備改修費助成について、
下記のとおり決定しましたので通知します。

1 助成番号	第 号	2 決定日	年 月 日
3 利用者	氏 名		
	住 所		
4 申請者	(利用者との続柄)		
5 決定内容	種 目		
	助成の対象となる 工 事 金 額	円	
	助 成 決 定 金 額	円	
	* * * * *	* * * * *	
6 施工業者	TEL		

【備考】

事 案 番 号
年 月 日

東京都板橋区長

様

高齢者住宅設備改修費助成事業 却下通知書

高齢者住宅設備改修費助成について、
下記のとおり却下と決定しましたので通知します。

記

対 象 者	住 所	
	氏 名	
決 定 日	年 月 日	
却下理由等		

【備考】

年 月 日

住 宅 設 備 改 修 工 事 完 了 届

（宛先）
板 橋 区 長

届出者（申請者）

住 所

氏 名

電 話

年 月 日付、 事 案 番 号 により決定された、住宅設備
改修費助成に係る工事が完了したので、施工箇所の写真を添えて届出します。

工事完了年月日	年 月 日
---------	-------

【区処理欄】

完了確認年月日	年 月 日
確認者氏名	

高齢者住宅設備改修費助成申請取下申出書

(宛先) 板 橋 区 長

(申出者)

住 所

氏 名

電 話

次のとおり 住 宅 設 備 改 修 費 の助成申請について取下げします。

フリガナ				生 年 月 日	
対 象 者 氏 名				明治 大正 年 月 日生 昭和 (歳)	
住 所	方				
電 話	—				
取下工事 種 目		介護予防住宅改修	取 下 理 由		
		浴槽の取替え			
		流し・洗面台の取替え			

該当種目に○をつけてください。

区 処 理 欄	受付月日	入力日／入力者	担当者

事 案 番 号
年 月 日

様

東京都板橋区長

高齢者住宅設備改修費助成決定取消通知書

さきに決定した高齢者住宅設備改修費助成につきましては、下欄のとおり取り消したので、通知します。

1	取 消 年 月 日	年 月 日
2	取 消 理 由	(根拠条文) 板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱第 10 条 1 項 号
3 取 消 内 容	(1) 助 成 番 号	第 号
	(2) 決 定 日	年 月 日
	(3) 申 請 者	
	(4) 対 象 者	
	(5) 住 所	
	(6) 種 目	
	(7) 金 額	
	(8) 施 工 業 者	

第 10 号様式（第 11 条関係）

請 求 書

（宛先）板 橋 区 長

年 月 日

請求者（申請者）

住 所

氏 名

電 話

東京都板橋区高齢者住宅設備改修費助成事業実施要綱第 11 条の規定に基づき、下記の金額を請求します。

請 求 金 額	
---------	--

【内 訳】

助 成 種 目	助 成 金 額
介 護 予 防 住 宅 改 修	
浴 槽 の 取 替 え	
流 し ・ 洗 面 台 の 取 替 え	